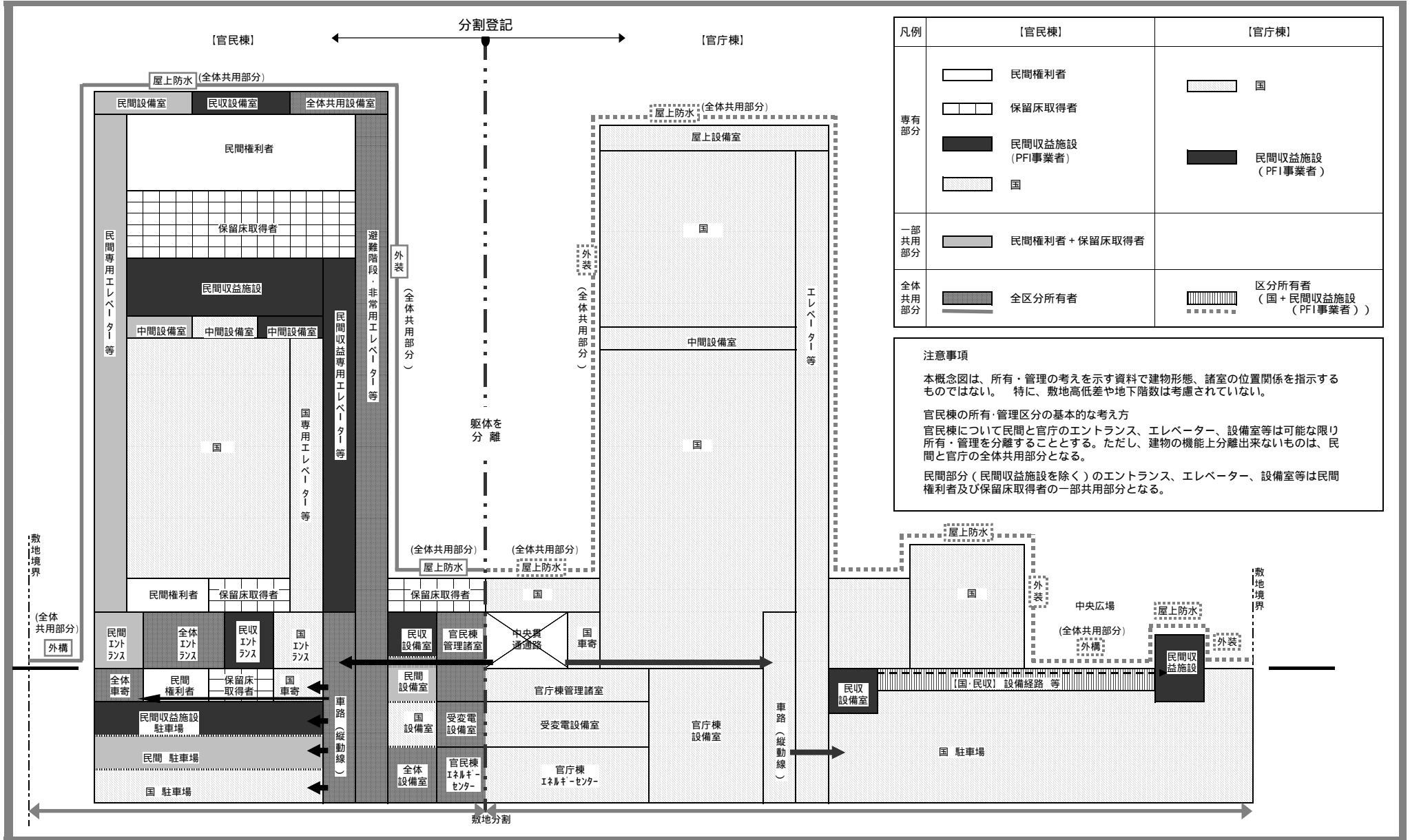


別添-4 建物所有・管理区分の基本的な考え方（概念図）



凡例	【官民棟】	【官庁棟】
専有部分	民間権利者	国
	保留床取得者	
	民間収益施設 (PFI事業者)	民間収益施設 (PFI事業者)
	国	
一部共用部分	民間権利者 + 保留床取得者	
全体共用部分	全区分所有者	区分所有者 (国 + 民間収益施設 (PFI事業者))

注意事項

本概念図は、所有・管理の考えを示す資料で建物形態、諸室の位置関係を指示するものではない。特に、敷地高低差や地下階数は考慮されていない。

官民棟の所有・管理区分の基本的な考え方
官民棟について民間と官庁のエントランス、エレベーター、設備室等は可能な限り所有・管理を分離することとする。ただし、建物の機能上分離出来ないものは、民間と官庁の全体共用部分となる。

民間部分（民間収益施設を除く）のエントランス、エレベーター、設備室等は民間権利者及び保留床取得者の一部共用部分となる。